

独立行政法人改革等に関する分科会
第2回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○分科会長 おはようございます。それでは、時間となりましたので、ただいまから、「独立行政法人改革等に関する分科会」の第2回の会合を開催したいと思います。

皆様方には、御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、後藤田内閣副大臣に御出席いただいております。分科会の開催に当たりまして、まず、後藤田副大臣から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○後藤田内閣府副大臣 皆様方、本当にお忙しいところ、第2回独立行政法人改革等に関する分科会に御参集いただきまして、改めて御礼申し上げたいと思います。

本改革の検討に関しましては、10月初めから4つのワーキンググループにおきまして各府省・法人からのヒアリングを精力的に行っていたいただき、長時間にわたり御議論いただいたことにまず感謝を申し上げたいと思います。

各ワーキンググループにおけるヒアリング、御議論もほぼ終え、本日の会議では各ワーキンググループでの見直し案を踏まえた分科会報告書の素案についての御議論をいただく予定となっております。本会議の重要課題の一つである独法改革につきましても、最終的な取りまとめに向けましていよいよ大詰め新时期に入ってきたところでございます。独法を国の政策の重要な実施機関と位置づけた上で、その政策実施機能が十分発揮されるようしっかりと見直し案を取りまとめ、これを着実に実施していきたいと考えております。

皆様方におかれましては、最後の取りまとめに向けまして引き続き活発な御議論をいただきますよう、よろしくお願申し上げます。今日はよろしくお願いたします。

○分科会長 後藤田副大臣、ありがとうございました。

ここで報道の方は御退室いただきたいと思います。

(報道関係者退室)

○分科会長 独立行政法人改革の検討につきましては、皆様方、御承知のとおり、第1回の分科会において4つのワーキンググループを設けまして、10月の初めから各府省・法人からヒアリングを精力的に進めていただき、独立行政法人の制度・組織の見直し等の検討を進めていただいておりますが、心から感謝申し上げます。

本日は、先ほど副大臣からもお話がございましたけれども、各ワーキンググループで取りまとめた見直し案を取りまとめ、分科会の報告案の作成に向けて御議論いただきたいと思いますので、どうかよろしくお願申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、事務局から本日の会議資料の確認をお願いしたいと思います。

○事務局 まず、議事次第の下に、会議資料ということで、資料1、2、3、4、5-1、5-2、それから参考資料1、2、3とございます。非公表の資料1ということで「独立行政法人の制度及び組織の見直し等について」という報告書案でございます。

それから、資料1(別紙)ということで「独立行政法人都市再生機構の改革について(骨子案)」がついてございます。

その後、資料2といたしまして「『研究開発型の法人』の分類の基本的考え方(案)」

というのが1枚紙でございます。

それから、総務省のほうの「独立行政法人の組織見直しについて」というパワーポイントの資料がございます。その参考資料もついてございます。

資料4が「独立行政法人の見直しに関する労働組合からの要望について」でございます。

5-1が「業務フロー・コスト分析について」、5-2が「業務フロー・コスト分析に係る手引き」というのがございます。

参考資料1といたしまして、自民党から政府に提言されました行政改革推進本部の報告書でございます。

それから、公明党から稲田大臣に提出されました「独立行政法人改革に関する提言」が参考資料2です。

それから、公明党から別途出ておりますURの改革の方向及び今後の役割についてという2枚紙で横になっているのがございます。

最後に、参考資料3ということで「独立行政法人の不要資産の国庫納付の状況について」。資料がいろいろばたばたしておりますが、一応御確認いただければ幸いです。

以上でございます。

○分科会長 ありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思います。

冒頭申し上げましたとおり、これまで4つのワーキンググループにおきまして各委員の先生方に御熱心に各府省・法人からヒアリングを行っていただき、見直しの方針を取りまとめたところでございますけれども、私から事務局に指示をいたしまして、資料1のとおり、制度・組織に関する見直しの方針を取りまとめたところでございます。

まず、事務局から資料1の分科会報告書案について説明をしていただきまして、続きまして、資料1に関連する資料2から5について説明をしていただきます。その後、まとめて議論を行いたいと思います。

まず、資料1の分科会報告書について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局 資料1でございますが、おめくりいただきますと1ページに目次がございます。最初に「基本的考え方」がございます。その後、「Ⅱ独立行政法人制度の見直し」。これは担当から説明いたします。戻りまして、Ⅲはまた私から説明させていただきます、別紙の「各法人等について講ずべき措置」については各担当から御説明させていただきます。

最初に「基本的考え方」のところでございます。これは、これまで同じようなことを言っていますが、一応整理させていただきますと、13年に中央省庁等改革の一環として独立行政法人制度はできました。そのときには企画立案部門と実施部門を分離する。それで、企画部門の能力を向上させる一方、実施部門については法人格を与えて運営裁量を与えることで政策実施のパフォーマンスを向上させるということであったという最初の目的等について書いてございます。

それから、PDCAについてはわかりにくいという御指摘が多いので、一応、用語の注をつ

けてございます。

それから、このようにやったのですけれども、いろいろ問題点があったという話が2つ目の○に書いてございます。

「改革の検討経緯」には、第1次安倍内閣からこの改革の検討が始まったが、まだ終わっていないという話が書いてございます。

2つ目の○で、今年2月からの行政改革推進会議での動きについて書かせていただいております。最後の○のところ、6月の行政改革推進会議における中間的取りまとめまでの経緯が書いてございます。

おめくりいただきまして3ページでございます。特会改革についても行政改革推進会議では検討がございまして、法案は臨時国会で成立しておりますが、残った3つの特会についてはこの独法改革と一緒に議論することになったという経緯が書いてございます。そういうことで9月からこの分科会が立ち上がって検討を始めてきたということが書いてございます。

「改革の視点」でございますが、これについては独法制度を導入した本来の趣旨にのっとしてやる。1つは、法人の政策実施機能の最大化、すなわち、法人の長のリーダーシップのもとでの自主的・戦略的な運営により、与えられたミッションに対する成果を最大限効果的かつ効率的に引き出す。また、適切なガバナンスのもとで業務の質、効率性や適正性、透明性を確保する。それによって国民に対する説明責任をよりの確に果たせるようにするという2つの趣旨、目的を書いてございます。それに基づいてそこにあるような論点について議論したということでございます。

この関係で、自民党と公明党のほうも書いてございます。自民党は、参考資料1の最初のところをおめくりいただきますと、「改革の目的」ということで、基本的には10年を経ていろいろ問題も出てきたという話が書いてございますが、今回、責任与党としては、各法人の現場の声を聞き、実態を的確に把握した上で、地に足のついた真の行政改革を推進するというようなことで議論したということが書いてございます。

それから、「検討経緯」のところでは、政府の検討状況も聴取しながら検討して、12月3日に一応こういうものが出たということでございます。

公明党は、野党時代に独立行政法人廃止法案を出した経緯もございまして、今回、独法維持という形で考え方を転換する等、いろいろ検討の経緯、特に通則法的なところで、公明党が主張している見える化について重視してほしいということなどが書かれてございます。そういうのを踏まえて、今回、私どももこういう総論を書かせていただいているということでございます。

5ページ以下は担当に説明を交代いたします。

○事務局 先ほど御説明ございましたように、制度論の部分ですけれども、6月の中間的整理から、その後の検討を加えてつけ足しております。中間的整理の段階ではっきりしていなかったこと、持ち越されたのは研究開発法人の取り扱い。それから、それと関連です

けれども、独法制度の運用をどう改善していくかという具体的内容、そういうところが中間的整理以降に持ち越されておりました。その部分を主に書き込んでおります。

また、先ほどありましたように、与党両党から制度論についても御検討いただき、申し入れいただいたということでもあります。これも私どもなりにそしゃくいたしまして、方向性は概ね同じであることが確認されましたので、与党の強調するポイント等を盛り込んでおるということでございます。

中間的整理から変わったところを中心に御説明申し上げたいと思います。

まず、5ページ(1)の法人の分類というところでございますけれども、以下の3つに分類する。これまでは、単年度型と中期型の2つを立てることとし、研究開発の法人の扱いはさらに検討するというところでもございましたけれども、今回、研究開発型を独法の中の一つのカテゴリーとして明確に位置付け、3つの類型とするということです。

最大7年の中期目標期間を持つという中長期的な管理により研究開発に係る事務事業を行う法人。この法人については様々な議論を経てきたわけですが、研究開発成果の最大化を目的とすることを明確にしつつ、長期的、専門的、予見困難性、不確実性等といった研究開発業務の特性に対応し得る制度・運用を独法制度において設けていこうということでございます。

単年度型につきましては、単年度と中期ということと、国家公務員の身分のありなしというところを中間的整理からもリンケージして考えてきたところでございます。6ページにありますように、その役職員の身分については高い自主性・自律性を発揮させることで人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用もできるように非公務員とする、これが独法の原則です。ただし、単年度型の場合は国と一体的に、まさに年度ごとの管理において確実・正確な執行が求められ、業務の停滞が直接かつ著しい支障を及ぼすということで、争議行為の禁止などの国家公務員と同じサービス、規律を適用する必要があるということで、国家公務員とするということ。業務の停滞の直接かつ著しい支障、争議行為の禁止ということで、単年度型イコール公務員型ということの整理とさせていただいておるところでございます。

これについては公明党の中で御議論がございました。公明党の医療関係に大変お詳しい方でございますけれども、国立病院の非公務員化について大分議論がございまして、国立病院について、中期型でありつつ公務員型であるというのがあってはなぜいけないのかという問題意識をいただきました。

従前は独法は一類型だけでやったので、単年度というくくりがそもそもなかったところでございますけれども、今回設けまして、直接かつ著しい支障ということで切りましたので、その単年度を切った考えと公務員の身分の有無というのは等しいことでもありますから、このような整理とさせていただいたということでございます。これは引き続き整理していただきたいと思っております。

7ページをおめぐりいただきますと、目標の在り方です。特に開発の扱いもありますけれども、課題解決型の目標というのが研究開発には非常に必要だ、なじむということであ

りまして、そこを具体的に掲げさせていただきました。その他、大きな違いはございません。

9ページ目のちょうど真ん中あたり、公明党から、新たな第三者機関の中期の見直しにより実効性のあるものとなるように行革部門と適切に連携を図るようということを書くべきという御指摘をいただきました。

11ページ以降が新しく大きく書き足したところでございます。運用改善のところでございます。

(4) ①の上のパラグラフに考え方を記述していますが、これまでの一律的で過度に厳格な運用の見直し・弾力化とあわせて、透明性を向上させるためにわかりやすい形での情報公開への充実、すなわち「見える化」を推進する。公明党の御提言を踏まえさせていただいております。

具体的な内容でありますけれども、①の3つ目の○の「効率化目標」というところでございます。これはルールで縛っているわけではございませんが、実態において横並びで一般管理費3%減、事業費1%減というようなことが広く行われている。画一的で硬直的な設定という例が見られるということでありまして、ここは法人ごとに差があつてしかるべきものということで、法人ごとに適切な目標を設定するということを促進するということでございます。

それから、11ページ、運営費交付金の算定ルール。自己収入があつた分は、後年度に運営費交付金が減らされて、インセンティブが湧かないということが大きな問題意識として示され続けておりましたので、自己収入の増加見込み額は全て運営費交付金から控除するのではなく、新規業務に充てることができるようにするというところでございます。

また、自己収入もいろいろな性格のものがありますけれども、寄附金や受託収入については臨時的であつて予見できないものでございますので、これは運営費交付金から差し引く対象からは外しましょうということでございます。

目的積立金については、現行の運用が非常に厳しくてなかなか積み立てられないということでございます。経費節減部分についても目的積立金に積み立てられるようにするなど、現行の厳し過ぎる認定要件を改善します。認定も速やかにやっていきますということで、インセンティブ措置を強化するということです。

13ページ目、中期目標期間をまたぐ繰越しですが、これも現状において極めて厳しい運用になっていく、また、ここは繰越しができる事由というのを拡大・明確化していこうということでございます。

それから、13ページの②、給与のところでございます。これも、事実上の横並び意識を改善して柔軟な報酬・給与の導入を促進していく、また、業績評価を反映させる取り組みを一層強化するということです。

13ページ、法人の長の報酬であります、「事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能」としていこうということでもあります。

加えて、高い報酬も可能にする一方で、その透明性や妥当性についての措置が必要であるということで、監事によるチェックですとか、もろもろの公表ということであわせて担保していくということです。

14ページ、法人の職員の給与ですが、これもより効果的かつ効率的な場合には国家公務員よりも高い水準を設定することも可能とする、ただし透明性等で担保するという事です。

14ページ。これはこれまで明示的な論点になっていなかったのですが、役員の退職手当について、業績の反映、よかったら基本額に1割増しとか、悪かったら1割減とかやっている仕組みであります、ここも実態上、多くは掛ける1.0に収れんしているところです。ここのメリハリ付けをより強化していく、主務大臣の責任の下で弾力的にやっという事でございます。

それから、15ページ、調達であります。これも随契基準額を超える調達では一般競争入札が原則であり、例外として、随契を認めるケースは極めて少なかった、萎縮的な運用がなされていたということでございますので、随契によることができる場合を各法人の会計規程において明確化していく、そういう規程のモデルを政府・官庁は示していくということで、調達の合理化を促進する。また、現行の随契見直し計画は随契の数を減らすというベクトル感を持った表示になっておりますので、そのあり方も見直していこうということでございます。

最後に、15ページの(5)、研発法人のあり方でございますけれども、ここが大きく書き足されたところでございます。ここは、第1ワーキングで精力的に御議論いただきまして、11月19日には第1ワーキング座長見解も公表させていただきました。その考え方を書いてございます。

16ページの②から基本的な考え方でございます。②の2行目ですけれども、そもそも独法というのが、法人の長のリーダーシップのもとでの自主的・戦略的な運営により、ミッションに対する成果を最大限効果的・効率的に引き出そうとするものであって、そのために中期目標管理と運営費交付金という制度を導入しており、これがまさに独法制度の根幹である、この根幹に乗った上で、成果を伸ばしていくというのが一番ふさわしいやり方ではないかという考え方です。

さはさりながら、現行の個々のルールや運用が法人のパフォーマンスの阻害要因になっている部分があれば、そこは大胆に見直して行って、独法制度の中でよりフィットするようやっという事でございます。

おめぐりいただきまして、具体的に③に、独法制度において研究開発法人を活かしていくための手当が列記されております。独法通則法の下に単年度型や中期型と並び立つ第3の類型として研究開発型を立て、それについては「国立研究開発法人」(仮称)という固有の名称を付して、その目的は研究開発成果の最大化であることを法律上明記するという事。目標の立て方については課題解決型にする。それから、専門的評価の実施というこ

とで、そこは総科の定める国際水準を意識した評価指針に基づいた開発の評価の体系をつくる、また、各主務省にも開発評価を行う審議会を置いてやっていくということ。

18ページ目は運用事項がいろいろ書いてございますが、総論的には、これまで言ってきたことと同じでございます。報酬・給与をより柔軟にめり張りづけて、調達についてもより合理化、随契のできる場合も明確化していく、自己収入を獲得するインセンティブをより機能するようにしていくということでございます。

こういった運用改善の話というのは、研究開発の分野で特に先鋭的にこういった問題意識があらわれますので、特に書き出したものでございます。

19ページは、座長の見解として公表していただきましたが、このような独法制度内で対処していく方向性に対して、どうしても別法化したいという考え方がございます。それについての考え方を記載しております。独法制度と運用の改善によって課題は実質的に解消し得ると考えられるが、なぜそれを超えて別法にしなければいけないのかという合理的な理由というのは、ヒアリングを通じても満たされなかったということ。

それから、独法の枠外に出た場合はすなわち特殊法人ということになりますが、こうしますと、中期目標管理、運営費交付金という制度はとりがたいのではないかと。すなわち、一般的な特殊法人のように単年度予算管理ということになりましたら、逆に研究開発の伸び伸びとした展開の阻害になるのではないかとというような第1ワーキングの考え方を記載しております。

それから、資料2としまして「『研究開発型の法人』の分類の基本的考え方」という1枚紙でございます。

独法制度内において手当てする場合の研究開発法人の範囲についての考え方でございますけれども、「(1) 定義」とございますが、「『研究開発成果の最大化を目的として、研究開発業務を主たる業務とする独立行政法人』とする」。条文のイメージは流動的でございますが、このように考えております。成果の最大化、研究開発が主たる業務であるということでもあります。

どうやって切り分けていくか、考え方のひな形であります。まずは、個別法に法人の所掌事務が書いてございますけれども、イの一番、1号事務に研究開発をやるということが書いてあること。それから、さらに実態を加味して、1号に書いてあっても、実質上、開発業務は法人の中でのシェアが非常に少ないとか、今回は組織の統合で、開発型と非開発型が合体して、非開発業務のほうがその法人の主たる業務になる場合というのは、実態を加味して除いたほうが適切かということでございます。

そうしますと、ボリューム感としましては、研究開発力強化法で言います37の研究開発法人マイナスアルファぐらいになるかというイメージです。統廃合による減などで30ぐらいのオーダーのものを考えているということでございます。制度部分は以上でございます。

○事務局 続きまして、20ページ以下、「Ⅲ独立行政法人の組織等の見直し」ということ

です。

1の基本的考え方は、この分科会の1回目でお話しした内容ですので、飛ばさせていただきます。それに基づいて、前からの議論で、今回は別に統合のために類型化をつくるのではなくて、あくまで業務の特性に従いまして、それによって、多数ある独法の共通面を抽出してそのルール化を考えるとという観点で抽出してございます。

1つ目が金融業務です。これについては、内部ガバナンスの高度化をするもの、それから、金融庁の検査に適したものについては法律事項になりますが、金融庁検査を導入するという整理をしております。

それから、独法の中で人材育成業務を行っている法人がございまして、それについてのルール。

③で「文化振興・普及業務」。こちらについては、自己収入で得たものを文化のこういうものに使いたいという非常に強い要請等を踏まえて、これは独法通則法全体のルールも見直すわけでございますが、もう一回書いてあります。

それから、23ページの「④研修施設運營業務」。施設運営を行っているものについてのルール。ここについてはまさに民間開放などがなじむので、そういうのもよく検討してほしいということが書いてございます。

それから、「⑤公共事業執行業務」。これについては、マスコミ報道等でよく出ますように、独法でもコンプライアンスが問題になることが多いわけでございますので、その観点で明記してございます。

「⑥助成・給付業務」。これも、マスコミでよく騒がれる話でございますが、これについてもコンプライアンスについて適切にやっていくということについて書いてございます。

それから、25ページのところは、後でまた御説明させていただきたいと思いますが、「IVその他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等」ということです。最初の○については、独立行政法人で現在働いている職員の士気の向上や雇用に与える影響にも配慮するべきだということで、この所属労働組合から出てきた要望書については後でまた御紹介させていただきます。

それから、5つ目の○です。これも後で御説明させていただきますが、各法人はみずからの事務・事業の見直しを行うために「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図るべきである。

それから、よく言われる話が、最後から2つ目の○でございますが、不要資産等についての不断の見直しという話でございます。

それから、最後の○は、まさにこの法律は、我々はプロジェクトチームでやっているわけでございますが、制度を安定的に運用するのは総務省でございますので、そのミッションをもう一回はっきりさせるためにここに明記してございます。総務省についても後から御説明があると思います。

それから、ちょっと時間が押していますが、個別のところについては各ワーキングで練っていただいたのがここに書いてあるわけでございます。先ほど出た与党との調整も踏まえて書き加えたあたりについては各担当から御説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、各法人の見直し等につきまして、28ページ以降、順次説明させていただきます。

まず、国立公文書館でございます。これにつきましては、公文書管理法におきまして、法施行後5年を目途とする見直しの中で組織も含めて検討することになっております。

それから、国民生活センターについては中期目標管理型法人としております。ワーキングでの取りまとめ以降、追加されたものとしたしましては、3番目のところでございます東京事務所。これは事務・事業の基本計画で25年度中に移転をするとされていたところでございますが、この前提となる、一緒に合築されている品川事務所の移転計画が白紙になったということで、引き続きこの事務所を利用することにさせていただきたいということでございます。

○事務局 続きまして、総務省関係でございます。

まず、情報通信研究機構（NICT）は研究開発型と位置づけた上で、経産省所管の産業総合研究所でありますとか、情報処理推進機構（IPA）と一層の連携強化を図っていくということでございます。

統計センターにつきましては、公務員身分を維持した上で、業務は公務員が行うにふさわしいものに特化するということでスリム化を図ることにしてございます。

続きまして、外務省。

○事務局 外務省関係でございます。

国際協力機構と国際交流基金ですが、それぞれ海外事務所を各国に持っております。その共用化、または近接化の取り組みを進めていくということ。

また、国際交流基金につきましては、国際観光振興機構との本部事務所の共用化を早期に実施するとしております。

以上でございます。

○事務局 続きまして、31ページ、財務省所管でございます。それぞれにつきましてワーキングの取りまとめからの移動はございません。

酒類総合研究所につきましては、民主党政権で国戻しということになっておりましたけれども、中期目標管理型の法人としていただいております。

それから、文部科学省関係でございます。教育関係の青少年教育機構、女性教育会館、教員研修センター、特別支援総合研究所についてでございます。これらについてはそれぞれ独立行政法人として、中期目標管理型の法人として位置づけることにしております。

あとのところにつきましては、共同実施、施設の稼働率向上と取りまとめ等、変更はございません。

追加になりましたのは、教員研修センターについては、これを中期目標管理型法人とす

るということ。業務の効率化を図りながら、新しい政策として求められる教育長への研修等の拡大を充実させることにしております。

あと、文化関係等につきましてもワーキングのところからの変更はございません。

33ページ目、自己収入を増大させるための措置を拡充させる。それから、経営努力認定等、運用の改善についても盛り込んでいるところでございます。

大きく変わりましたところでは、35ページでございます。学生支援機構について、1つ、ワーキングの取りまとめからの追加といたしまして、国際交流会館というのがございます。これについて民間への売却をどんどん進めるということで、13館中7館売却されております。現在、6館が残っておりますがこれは売却が非常に困難だということもございます。一方、留学生施策を強化するという流れがございまして、この活用を含めて検討することにさせていただいております。当然、資産のスリム化が前提であるということもでございます。

続いて、厚生労働省。

○事務局 まず、国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所については統合ということでございます。政府部内で別途検討されておりますいわゆる日本版NIH、仮称といたしまして「日本医療研究開発機構」の検討が進んでおりますけれども、これはスクラップアンドビルドの原則で設立するというところでございますので、この基盤研と健栄研の統合による法人数マイナス1をもって充てるということを明記するとともに、基盤研がこれまで実施してきているファンディング業務がNIH独法に移るということを明記してございます。

次の労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構も統合でございます。なお、労福機構は労災病院を運営しておりますけれども、その労災病院に対するガバナンスを新法人の本部がきちんと効かせるようにということでございます。

勤労者退職金共済機構については金融ガバナンス。

次の高齢・障害・求職者雇用支援機構についてはかつて統合した法人でございますけれども、地方組織がまだ旧法人のままいろいろ乱立しているということもございますので、それを一元化するというところでございます。

39ページに移っていただきまして、3つ目の労働政策研究・研修機構、いわゆるJILPTでございます。これはワーキングでも先ほどの労福機構などとの統合が議論されましたが、単独で残すと致しました。また、ここが行っております研修業務、労働大学校につきまして、ワーキングのほうでは国に戻すということも御議論いただきましたけれども、与党における検討の中で、国家公務員の数の増などにも繋がり、国に戻すということについてはいかがなものかと。研修業務と政策研究機能を一体的に行うことによって非常に効果が上がっているので、労働大学校は引き続きこのJILPTでやるべしということでございます。

次の国立病院機構につきましては、独法の形態は維持しますけれども、役職員身分は非公務員化ということでございます。先ほど制度論の説明の中で御紹介しました参考資料2の公明党の申し入れ書の11ページをごらんいただくと国病機構についてあるわけですけれ

ども、職務の公益性とか公共性に鑑みまして、職員身分については「みなし公務員」の規定を置くというような提言もございますので、それを踏まえて政府としてもその方向で考えたいと思っております。

次の医薬品医療機器総合機構（PMDA）につきましては、引き続き、審査ラグ「0」を目指して体制強化を図っていくということでございます。

次の年金・健康保険福祉施設整理機構（RF0）につきましては、来年4月1日に新しい組織形態に変わるということで、直接病院を運営することになりますけれども、そのガバナンスをきっちり効かせるようにということ。新法人のミッションが地域医療の確保ということでございますけれども、果たしてそれは国が今後とも担わなければいけない業務なのかということから、将来的には国の関与を無くすことを検討すべきとしてございます。

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）につきましても、別途、甘利大臣のもとで検討されておりました有識者会議の提言を踏まえて、現在、GPIFの内部に置かれています運用委員会は非常勤の委員で構成されていますけれども、それを常勤化するなどして適切なガバナンス体制を構築するということでございます。

それから、高度専門医療研究センター、いわゆるNC（ナショナルセンター）でございます。これについては研究開発型とした上で、分野ごとに6つ置かれているわけですが、将来的には統合を含めた組織のあり方について検討すべきということにしております。

続きまして、農水省。

○事務局 農水省でございます。

42ページの真ん中、種苗管理センター以下4法人でございます。これに国際農林水産業研究センターを加えた5法人の統合の組み合わせについてワーキングで議論いただきましたけれども、最終的には、この4法人統合という姿で書かせていただいております。

42ページが一番下、水産大学校と水産総合研究センターの2法人を統合するとしております。

43ページへ行っていただきまして、森林総合研究所と森林保険特別会計。森林保険特会を廃止して森林総研に移管するとしております。

3つ目の○ですけれども、暫定的に今やっている水源林造成事業について、現中期目標期間終了時まで最終的な受け皿法人の結論を得るとしております。

44ページの下のところ、農林漁業信用基金でございます。これもいろいろ御議論いただきましたけれども、独法として維持した上で、独任制の理事長をきちっと牽制するような意味もあって、運営委員会を設置して、大臣がその委員を任命して、重要事業の審議を行わせるとしております。

続いて、経産省。

○事務局 経済産業研究所（RIETI）については、他の政策研究機関との連携を一層図るということでございます。

それから、日本貿易保険、いわゆるNEXIでございますが、これは全額政府出資の特殊会社に移行する。あわせて、貿易再保険特会については廃止をするということでございます。産業技術総合研究所については、先ほどの総務省のNICTなどとの連携。それから、新エネルギー開発機構（NEDO）につきましては、先ほど厚労省のところに出てきました日本版NIH独法に一部機能を移管するというところでございます。

それから、47ページ、情報処理推進機構（IPA）につきましても、先ほどの産総研などと一緒にNICTとの連携ということでございます。

それから、中小企業基盤整備機構につきましては、48ページの上の○でございますけれども、中小企業大学校を設置して研修業務をやっておりますが。その実態を踏まえた上で、全国で9個持っております施設を引き続き国として保有しなければならないか、その必要性の有無を判断するとしてございます。

続きまして、国交省。

○事務局 国交省でございます。

土木研究所と建築研究所です。これ以外に運輸系の3研究開発法人があるのですが、この5研究開発法人の統合も含めてワーキングで議論いただきました。土木研究所と建築研究所はそれぞれ残すわけですが、それぞれ隣接して設置されておりますので、共同調達の実施等により業務の効率化を図るとしております。

また、建築研究所につきましては、将来的に都市再生機構技術研究所を移管することを検討するとしております。

○事務局 交通安全環境研究所と自動車検査独立行政法人でございます。この2つの法人は統合することが適当としております。

2つ目の○のところでは、研究部門に関する配慮事項を追記してあります。

○事務局 続いて、自動車安全特会自動車検査登録勘定でございます。これは自民党の提言を踏まえた取りまとめとさせていただいておりまして、登録に関する調査確認事務を移管して、あわせて人員を移管するという。それから、業務の効率化・合理化を推進して、手数料の引き下げなどを実現する。

50ページの一番上でございますけれども、3つ目の○は、これらの取り組みを前提として、引き続き、受益と負担の関係を明確にさせるため、この勘定は存続させる、ただし、今後ともこの区分経理の必要性については不断の見直しを行うという記載とさせていただいております。

○事務局 海上技術安全研究所と港湾空港技術研究所と電子航法研究所ですが、これら3法人を統合するとしております。国土交通省のほうもこの統合については実施するという方針を示しているところでございます。

○事務局 航海訓練所と海技教育機構に関しましては統合が適当としております。

○事務局 航空大学校ですが、これは将来的により多くの部分を民間に委ねていくべきであるということと、もう一つは、受益者負担ですけれども、航空会社の負担金の引き上げ

等、受益者負担のあり方について検討すべきとしております。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構についてです。これは、コンプライアンス体制ですとか、契約の適正化の取り組みについて書いております。

国際観光振興機構につきましては、国際協力機構と同様、海外事務所の共用化・近接化を進めるということ。あと、国際交流基金との本部事務所の共用化。さらに、官公庁が行っている訪日プロモーション事業につきまして、これを国際観光振興機構のほうに実施主体を変更することとしております。

続きまして、53ページの水資源機構です。本法人の支社と局についてですが、そのうちの吉野川局につきまして、関西支社との組織統合の実現のため、関係府県との調整を行うべきとしております。あと、総合技術センターの水理実験施設について、建設事業が終了した段階で敷地の処分を行うとしております。

○事務局 自動車事故対策機構でございます。

安全指導業務について民間参入を促進する工程表を25年度中に作成としております。自動車アセスメント業務につきましては、引き続き本法人が担当することが適当としております。

空港周辺整備機構でございますが、現在、民間に委託する方向での検討を進めております。なお、業務移管等全ての業務が終了した時点で本法人は廃止いたします。

次の都市再生機構は別紙になっておりますので、後ほど説明いたします。

○事務局 奄美群島振興開発基金ですが、次の55ページに出てまいります。金融業務に係る内部ガバナンスの高度化と金融庁検査を導入すべきとしております。

もう一つが、その下の○ですけれども、日本政策金融公庫との統合の可能性も視野に入れつつ、同公庫との連携を図るべきであるとしております。

○事務局 日本高速道路保有・債務返済機構でございます。こちらは、東京都に置かれております本部事務所を平成27年3月末までに神奈川県に移転いたします。

住宅金融支援機構でございます。こちらに関しましては、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会を設置いたしまして、過度な規模拡大の防止や民業補完の視点を踏まえ、事業運営の妥当性を審議し、これを公表し、市場の評価にさらず仕組みを構築いたします。

○事務局 続きまして、環境省所管でございます。

環境再生保全機構、旧環境事業団から承継した債権管理回収業務について、組織の縮減を検討し結論を得るとしております。

原子力規制委員会所管の原子力安全基盤機構は、解散の法律が既に成立しておりまして、今年度中の解散が予定されております。

防衛省所管の駐留軍等労働者労務管理機構は、次のページですが、単年度管理型の法人とするということと、業務の効率化として、組織のフラット化や内部組織の統廃合について書いております。さらに、最後の○で、役員体制ですが、2名の常勤理事のうち1名

を非常勤化すべきとしております。

以上でございます。

○事務局 大変恐縮でございます。33ページの防災科学技術研究所と海洋研究開発機構につきましては、19年の閣議決定でも統合するというにされておまして、その方針で現在政府内でも調整をしているところでございます。

36ページの2つ目、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センターについては統合するというので文科省とも調整済みでございます。

失礼いたしました。

○事務局 続きまして、資料1別紙に基づきまして、都市再生機構改革につきまして御説明いたします。

本件につきましては、吉野座長のもと第4ワーキングを設けまして、この都市再生機構専門の議論をしています。議論に当たりましては、まずは、URに中長期の経営見通しを出させ、これをもとに改革に盛り込むべき要素を検討し、これを国交省に提示し、国交省から改革案を出させて、それをもとに今の骨子のような形の議論をしています。これによって改革の実効性を担保するというを旨としてございます。

具体的に、その別紙に基づき少し御説明申し上げます。

本件、その改革がなかなか難しいのは、例えば賃貸住宅事業は初期の役割は終えているというような話もございまして、市場家賃という問題もございまして、これは民営化すべきではないかというような議論もございまして一方で、この機構は13兆円の債務を抱え、かつ、金利上昇というリスクも抱えていることから、収益を最大化すべきという論点がございました。この民業補完の徹底と財務構造の健全化をいかに両立させるかというところがこの論点でございます。

この観点から、今回の議論においては、民業補完という観点を踏まえつつ、URの役割というのは何か、求められている財務の健全化策というのは何かということを明らかにしながら、時間軸をもってその改革のシナリオをつくるという構成にしております。

続く2ページが「今後のURの役割」でございます。かいつまんで1点だけ申し上げますと、賃貸住宅事業に関しては、真ん中辺でございますけれども、住宅セーフティネット機能を果たすということが今後の役割と考えるべき。他方、都心部のタワーマンションなどはその役割を終えるというような記載をしております。

次のページをおあげいただきますと「財務構造の健全化」でございます。真ん中辺をござらんいただければと思いますが、金利上昇、人口減少、総老朽化という3つのリスクがあると考えてございます。真ん中辺、現在、賃貸部門では約490億円確保しています純利益が、金利は10年で2%上がるというシミュレーションを立てますと、このまま何もしませんと10年でマイナスに転じ、20年後にはおよそ980億円のマイナスになるという試算をしております。

こうしたことを踏まえて、次のページ以降「URの改革シナリオ」をつくっているわけで

ございます。まず、1点、賃貸住宅事業に関して、このページの下にございますけれども、都心部のタワーマンション等に関しては、将来の売却を前提に、これを来年度から順次買い取りオプション付きのサブリースという形で民間事業者運営を委ねて、これによって収益を当面改善させるという手法をとってございます。

また、その他の点につきましては、このページの上のほうに掲げてございますけれども、家賃水準の適正化、あるいは修繕費等のコストの徹底した削減を通して、こうした収支構造の改革を優先して、これによってプラスを得た上で、そのプラスを利用して、ストックの再編、具体的に言うと、低収益団地の統廃合を一定の損失もかけながら加速させる。これによって金利上昇に伴う影響が本格的に発現してくるだろう10年先の段階でも、この統廃合の影響もあって収支相償が確保できるような経営改善策をつくるというのをシナリオとしてございます。

また、関係会社が多いわけでございますけれども、これについても、今後5年間の中期目標期間中で半減ということをおこなう中では盛り込んでございます。

これらを通じまして、全体のキャッシュフロー、損益ともに20年間で約1兆円の経営改善策を今回の中で試算して見込んでございます。これに基づきまして、賃貸住宅部門の負債がおよそ3兆円減という形でございます。これは骨子の段階で先月末御議論いただきまして、各ワーキングの委員の先生方の御確認をいただき、現在、報告書の作成作業をいたしております。

以上でございます。

○分科会長 ありがとうございます。

大変時間が押しておりますので申しわけございません。

続きまして、独立行政法人の見直し案を最終的に検討するに当たりまして、独立行政法人制度を所管しています総務省から考え方について御説明いただけるということでございます。

資料3「独立行政法人の組織見直しについて」、総務省行政管理局から御説明をお願いしたいと思います。

○総務省 御紹介いただきました総務省でございます。本日は、新藤総務大臣の御指示を受けまして、独法制度を所管する総務省として組織見直しの基本的な考え方を整理しましたので、御説明させていただきます。

ただいまの分科会の報告案の中でその趣旨はおおむね反映されていると考えますけれども、本日の検討に当たっての一つの考慮要素していただければということで御説明させていただきます。

1 ページめくっていただきまして、制度の改革についてということでございます。実は、この資料の後ろに参考ということで、この6月に行革推進会議に総務省から提出させていただきました制度改革の基本的な考え方の資料がございます。このポイントを掲げてございますけれども、「改革の方向性」にありますように、「ミッションの明確化とガバナンス

スの強化」「PDCAサイクルが機能する目標管理・評価」「インセンティブが機能する仕組み」ということで、基本的にはこうした制度改革の考え方が今回の組織の見直しにおいてもきちっと生かされる必要があるのではないかということでございます。

2ページ目でございますが、組織見直しに当たっての留意点を3点ほど掲げてございます。

1つは、これまでの統廃合の議論の経緯等を踏まえまして、組織の安定性に御留意いただきたいということでございます。

2点目は、制度本来の趣旨が生かされる組織単位とすることを主眼に置くべきということで、制度との整合性を御留意いただきたいということでございます。

3点目は、インセンティブが生かされた組織とすべきということで、自由度の向上といったことの御留意ということがございます。

続きまして、3ページ「組織見直しの方向性」ということで、全体で3点ほど掲げてございます。

1つは「主務大臣－独法を主軸としたPDCA」。このサイクルがきちっと回るような組織とすべきということでございます。その基礎といたしまして、各法人に明確なミッションを付与できる組織単位とするということ。それから、大臣と独法との間で責任・判断の適切な分担関係が保たれる組織体制とするということ。余り過度な統合でミッションが大ぐくり化されますと、かえって大臣の資源配分の裁量といったものが難しくなってくる。こういうことも考慮ということでございます。

3点目でございますが、今回の改革を集大成として、安定的な主務大臣－独法の関係のもとでこのPDCAサイクルをきちっと回していくことを考えていくべきではないかということでございます。

4ページ目でございますが、「インセンティブが機能し、成果の最大化が図られる組織」とすべきということです。これは、研究開発法人に限らず、全ての独法においてこうしたインセンティブが機能し、成果の最大化が図られるようにということでの見直しでございます。

研発法人については、制度面の改革、運用面の改革、今回の報告書にも盛りられておりますけれども、制度を所管する総務省としても、特に個々の運用面についてはこうした提言を踏まえてきちっと対応していきたいと考えてございます。

「3 効果的・効率的な業務運営が実現する組織」ということで、法人の統合は、単に数を減らすだけではなくて、業務遂行の方法や体制を見直して、役員などの組織体制、内部組織についてもスリム化を図るということ。それから、総務省の役割として行政評価・監視、あるいは第三者機関が置かれるということでもありますので、総務省としましても統合のシナジー効果をこれから厳しく検証していったって、PDCAサイクルに反映していくということでございます。

今回の制度改革、それから組織見直し、運用改善、一体となって進めることで改革の実

を上げていくということが重要ではないかと思っておりますので、先ほどの報告書にもありましたように、制度を所管する総務省としても責任を持ってこの改革の実現に寄与してまいりたいということでございます。

○分科会長 ありがとうございます。

続きまして、見直し案の検討に当たりまして、独立行政法人の関係する労働組合から要望書などが提出されております。皆様方に御紹介させていただきたいと思えます。

資料4に沿いまして事務局から御説明をお願いしたいと思えます。

○事務局 資料4でございます。事務的には、ここにある組合の皆様とは改革の動向等について適宜意見交換させていただいております。ただ、今回、各委員の皆様は労働組合の意向を直接伝えたいという御意向がございましたので、文書の形で提出いただいて、お配りするものでございます。最終的な取りまとめまでの間、ぜひごらんいただいて、適宜また御意見をいただければと思えます。

目次を開いていただきますと、3つの組合がありまして、公務公共サービス労働組合協議会、日本国家公務員労働組合連合会、特殊法人等労働組合連絡協議会から御意見を賜っております。

以上でございます。

○分科会長 よろしいですか。

最後になりますけれども、独立行政法人の見直しに当たりまして、みずから事務・事業を見直しまして業務改善を行うことが重要であります。そのための手法であります「業務フロー・コスト分析について」の御説明をお願いしたいと思えます。

○事務局 横紙になりますけれども、資料5-1「業務フロー・コスト分析について」ということでございます。

これは、公共サービス改革ということで、政府におきましては、内閣府の公共サービス改革推進室というところで法律に基づきまして推進しているところでございます。その赤いところでございますが、「業務フロー・コスト分析を実施する目的」ということで、

- ・「業務フロー・コスト分析」は、国の行政機関等が、自らの事務・事業の見直しを行うために、業務手順や経費について把握・分析する手法。
- ・業務フロー及びコスト構造の可視化により、各組織における自主的な業務改善を促進し、業務品質の向上、効率化による経費削減に寄与。

縦紙の5-2に実際の手引きがついてございます。2ページ目を見ていただきますと、この業務フロー・コスト分析は、本質的には、民間企業でよく行われる活動基準管理（ABM）に準拠して分析するというところでございます。これによりまして、政府のほうでは、24年度は4つの事業について実績があるということでございます。

これは分科会長が御見識あるところで、補足で言っておきたいと思えますが、以上、簡単に御紹介させていただきます。

○分科会長 ありがとうございます。

このまとめに関係いたしましたので、ごく簡単に御説明いたしたいと思います。

見える化という話をございましたけれども、独立行政法人の業務の内容なり財務の内容を国民に対して十分透明化しなければいけない、見える化しなければいけないということでもあります。一方、マネジメントの立場で、あるいはそれぞれの管理をする立場の人がそれぞれの業務のフローはどうなっているのか、誰が上級管理者からそれぞれの管理レベル、スタッフがありますけれども、それぞれがどれぐらいの時間をかけていて、どれぐらいコストをかけているのだというようなことを、この業務フロー・コスト分析をすることによって非常に見える化できるのです。見える化できると、そこでどう改善したらいいかという知恵が働いてくるわけです。そのために使っていただく道具でございます。いわゆる管理会計ということをよく言っておるのですけれども、パブリックセクターの管理会計を行うための一つの道具としてこのようなものができればということで、実は内閣府の公共サービス改革推進室のほうで委員会をつくって取りまとめたものでありますので、御参考までということでございます。

ありがとうございます。

それでは、以上の事務局からの説明を踏まえまして、委員の皆様方から御意見、御質問をお願いしたいと思います。各会議資料につきましても疑問の点などがございましたら、事務局に御質問いただいても構いません。よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

先生、御退席になられるのでちょっと先に。

○委員 御説明、どうもありがとうございました。私もワーキンググループのメンバーとして参加させていただいて、事務局の方々には、取りまとめに向けての多大なる業務及び御努力に大変感謝しております。

そこで、今日資料1として取りまとめられた案について私の感想を申し上げたいと思います。

まず、基本的にこの方向でよいと私は思っております。一部、表現が若干抽象的であるがゆえに心配な面もなくはないのですけれども、そのあたりはそこにこもっている魂を法律に埋め込んでいただくということを期待したいと思っております。

そこで何点か指摘をしたいと思ひます。

研究開発型の法人に関しては、19ページにも記されていますように、別法化という考え方はなじまないと私は思っておりますので、こちらに書かれている記述のとおり最終的に取りまとめられることを願っております。

資料2で研究開発型の法人の分類ということが事務局から示されておりますけれども、若干気になっているのは、この判断基準が誰によって判断されるものの基準になるのかということ、いわゆる主語がわからないというところがあります。基準は基準として設けられている。それは、その府省で設置することを決めた主務大臣が判断なさることなのか、それとも、研究開発力強化法に掲げられている法人が判断基準に従ってこの分類に

該当するかどうかということ判断するのかどうかというところは、もしおわかりでしたら、ないしは今のおつもりがおありでしたら、お聞かせいただきたい。

それと同時に、これは通則法の改正という形で実を結ぶことを期待しているわけですが、資料1に戻りますが、9ページからずっと続いている「法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入」というところはそれぞれ非常に重要なことが書かれていると思います。特に10ページの中でも「役員に職務忠実事務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を課し」ということは非常に重要な一歩で、これを研究開発型の法人にも適用するという事なのかどうかを事務局にお伺いしたいと思います。

特にこの10ページあたりに書かれていることは、元来、私は、会社法を意識しながら、もちろん行政機関ですので株式会社と完全に同じようなものを埋め込むわけにはいかないということは承知しておりますけれども、国民に対して独立行政法人という組織が民間の株式会社が適用されている会社法とかなり近い程度にガバナンスが強化された組織であるということ的印象づけるためにも、重要な内容がこの10ページ前後に書かれているということです。ですので、こういうところは、研究開発型の法人といえども、当然ながら適用されるべきだと思っておりますけれども、その点について少し確認をさせていただきたいと思っております。

それから、分類が21ページからありますけれども、研修施設運營業務についてです。確かに、対象となる法人の業務としてここに記載されているのですけれども、私も少しかかわったワーキンググループの中でのヒアリングで個人的な感想を申し上げますと、他で担うことが難しいからやむを得ず、ないしは、これを売却するとなると逆に費用がより多くかかってしまうから引き続きというような、はっきり言えば後ろ向きの形で引き続きこの業務を営む、そのかわりきちんとコスト削減に励みなさいというようなことになっているような印象があって、国が積極的にこの研修施設運營業務をどしどし担いなさいというようなニュアンスでは必ずしもないと思っております。

もちろん、他に担えるところがなければ、担えないということで国が補完するということはあるとは思いますが、民間への委託なり民間活用を不断に見直しておくということ、見直し事項なり、法律で書けるかどうかわかりませんが、もう少したっておくべきではないかと思うわけです。直ちに民間に売却や譲渡、委託はできないということがあったとしても、5年後とか10年後とか、今では予想できないような環境の変化があってそれが可能になるというようなこともいずれはあるかもしれない。だけれども、一般の独法改革でやってよいというふうにある種オーソライズされたのだから引き続きやりますよということでは、せつかくここで議論したかいがないということだと思っておりますので、将来的なさらなる民間活用を妨げないという意味でも、不断に民間活用を図るべく見直していくということがどこかに盛り込まれているといいのかなと思えました。

○分科会長 すみません。時間が少しあれなので、申しわけありませんが、手短に。

○委員 わかりました。

あと2点だけ申し上げます。

もう一点は、幾つかの独法で、運営委員会とか、複数の常勤委員を置いてガバナンスを強化するという話になっているのです。例えばGPIFとか、そういうところがあるのですけれども、それはこの通則法の規定している改革と何か齟齬は生じないのか。つまり、理事長の独任制とか、理事を置いて運営・経営に当たらせるということと、複数の常勤委員を置くという形で営むということと、対応関係、整合的であるかどうかというのを少し確認させていただきたい。

最後に、これは私の要望ですけれども、今般の改革が行われた後に、この見直し案の中で触れられなかったような業務が後々追加されるようなことがある場合、それは今般の改革では何も触れていなかったのだから、その業務は主務大臣がやってよいということになったからどしどしやりますというような形で、今般の議論の俎上に上らなかった業務が追加されていくというようなことになっては、肥大化という懸念が払拭できないと思いますので、第三者機関なりで常時監視していくということを求めたいと思います。

以上です。

○分科会長 今のところで事務局から何かありますか。

○事務局 それでは、まとめて5点のお問い合わせについてお答えさせていただきます。

開発の判断基準でございますが、これは、今後、通則法を受けて各個別法で各法人の類型を明示しなければなりません。そのときに、どの法人が研究開発型法人になるかということ政府全体で決めなければなりません。ですので、判断するのは、いわば政府閣議決定ということでございます。

2番目、忠実義務、それから損害賠償は開発にも適用する方向で検討しております。

3番目の御指摘、5年後、10年後、将来的な民間活用につきましては検討させていただきたいと思います。

4番目、運営委員会でございますが、これは理事長独任制というところを最終的に阻害しない形でアドバイザー的な位置づけとしての運営委員会。これは今の通則法のもとでも設置可能でございます。

5番目、まさに御指摘のとおりでございます。お手盛りの業務が肥大化することを防ぐために第三者機関が存在しているということでございます。

以上でございます。

○分科会長 ありがとうございます。

ちょっと先に出ていくので委員。

○委員 3つほど。少し大きなところなのですが、15ページの下の方の研究開発のところ。こういう研究開発の成果の最大化というのはそのとおりだと思うのですが、もう少し大きく考えていただいて、例えば特許の数だけではなくて、その研究開発の成果が製品化されてマーケットにきちんと乗って、それが日本経済の成長に寄与することが本当に必要なのだと思います。ですから、どれぐらい研究開発をしたかということだけを目指に

していただきたくないと思います。

それとの関連では、どこか別のところに関係するのですが、国際基準のルールをつくるときに日本に有利なように、そういう国際会議できちんとやっていくことがもう一つないと、せっかくよくなった技術が使えないと思いますので、ぜひ大きく考えていただければと思います。

それから、30ページのあたりの国際協力機構とか国際交流基金。これも非常に重要なところであると思うのですが、例えば最近の日中関係とか日韓関係を見ると、こういう国際交流の中で、これまでに卒業した学生などをいろいろ使って、一番下に「文化芸術等の日本の魅力を発信する」ということですが、日本の真意を発信するというようなこともぜひ行っていただいて、既存の留学生で帰っている学生というのは、日本のことを非常によく知っていますし、日本のことを研究されている方はよくわかられておると思います。それは35ページの一番下の留学生についてもそうですけれども、ただ呼んでくるだけではなくて、今まで日本にいた学生たちをもっと使うというようなことまで考えていただければと思います。

以上がコメントです。

○分科会長 ありがとうございます。

事務局から今のはよろしいですか。参考としてぜひよろしくお願いします。

あと、もう一人、先に出られるということで、委員、よろしくお願いします。

○委員 組織の見直しのところで、33ページに防災科学技術研究所と海洋研究開発機構の統合という提案があります。第1WGの中で検討して、今、統合という形での提案があるのですが、海洋研究の中の地震に関するような研究部分については防災と統合して一緒にやっていくことが望ましいだろうとは考えられるのですが、海洋の中の海底資源といえますか、いわゆるレアメタル等、こういった資源の開発というのが我が国にとって今後非常に重要になってくるのではないかと考えていて、これを防災と統合する、ミッションの違うものが一つに統合されるということについて少し懸念が残るところがございます。なかなか難しいのかなと思いますけれども、経産省の石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)といったようなところが本当に海洋の資源開発の技術を十分に持っているのかどうかも考えて、我が国としてこれから資源の開発を強力に推進していくというようなことをどのように考えるのか、そのための体制としてどういう体制が一番望ましいのかということ考えたときに、この統合については引き続き検討する余地があるのではないかと感じられますので、一言申し上げておきたいと思います。

○分科会長 ありがとうございます。

何か事務局からありますか。

○事務局 本件、先ほど、私どもとしてはこの統合の方向で調整したいということを事務局から申し上げましたが、これにつきまして、文科省からはまだ同意が得られていないところでございまして、与党・自民党、公明党の議論の中でも、これにつきましては、今、

先生から御指摘のありましたような慎重な御意見も出ております。与党からは、政府のほうでよく検討するように、あるいは慎重に検討するようという御指摘もございましたので、今の先生の御指摘も踏まえまして、年末までに引き続き検討したいと考えております。

○分科会長 今、JOGMECについてもおもしろい意見が出たと思うのです。海洋資源の関係でJOGMECとの連携はおもしろいと思いますので、ぜひ。

一応、先に御退席の先生方からいただいていたのですけれども。

先生。

○委員 15ページのところです。全体的には大変御苦労さまでした。すごくうまくまとまっていると思うのですけれども、調達合理化のところ、私、前にも申し上げたと思うのですが、これは一般競争入札が望ましいのですけれども、やはりなじまないところがありますし、それを今回多少工夫されまして、リストアップしながら正しいルールをつくっていくということについてはかなり前進したということで評価をさせていただきたいと思っております。そういうことで、ぜひここはしっかりルールづくりをしていただきたいと思います。

それから、37法人の別法化です。これは、本来の目的である厳しい財政状況を考えれば、これを許すと他の省庁のものも、俺のところも、俺のところもと来る可能性もありますし、基本的には、ここに書いてあるように、これはすべきではないということはそのとおりだと思います。そのために今回改革案として中期目標を7年にしたり、いろいろ工夫されて、給与水準の問題とか、自己収入、インセンティブをどうするかとか、こういうことをやっていっちゃうのですけれども、これもいいと思うのです。例えば7年とか、柔軟な給与水準を読むと、これは法制化、法律ではっきり直していくということなのですけれども、例えば自己収入のインセンティブ問題については交付金との関係で運用でやっていくとのニュアンスが、私の読み違いかもわからないのですが、あるように思われるのです。このところはしっかり法律で担保してあげないと、いろいろな疑心暗鬼が生じてくる原因になっておりますので、ぜひ工夫していただきたいと思います。

それから、別法化を推進する方々の論点を見てもいいことも言っているのです。日本の総合科学技術の戦略なり政策のもとがないため、世界の競争で負けている。確かにそのとおりであって、我々も、経済界を中心に、総合科学技術会議などをそのように位置づけろとか言ってきたわけですけれども、ここのところは、今回、何が何でも提言なりをしていかないと、これを独法の別法化を潰すための一つの言い方として、そういう総合科学技術会議等の提言・強化が必要だとかいうようなことだけで終わってしまうと、やはりそこは抜けてしまうと思うのです。ですから、ここは独法問題とは違うのかもわかりませんが、そういう国の中核的なことをやる機関が必要。そこで国の戦略、国益を見ながらつくって、それを展開していきながら、日本の科学技術の方向を引っ張っていくのだというところをちょっと。

そういう意味では、この分科会でのその辺の問題の取り上げることについて私は賛同い

たします。ぜひそれを答申の中に入れておいていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長 事務局から何かございますか。

今の法律化の問題と、特に総合科学技術会議との関係ですね。

○事務局 最初に、私どもの対応について御評価いただきましてありがとうございます。いろいろな運用の改善につきまして、今まで割ときれい事で逃げていた面もあるのですが、今回ここでしっかり書かせていただいたというのは、我々としても研究成果の最大化を含めて、独法についてはただ単に予算を削るということだけではなくて、きちんと働いていただくために必要な改善はやるのだという決意を込めて書いているものでございます。したがって、先ほどの給与水準やインセンティブの話もこの後これを踏まえて閣議決定の中にしっかり書き込んでいこうと思っております。

先ほど、さらに法律にという御指摘がございました。今、独法の通則法の中で、実は予算については「政府は、予算の範囲内において、独法に対し・・・必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる」しか書いていなくて、実は自己収入を差し引くとか、そういうことも法律事項ではないのです。

さらに、閣議決定より緩いところの運用で差し引きのようなものが決まっております。そういうことをしないで考え方をちゃんとやっていくのだということを、今回、閣議決定の中で明記していくことによって担保してまいりたいと考えております。

それから、研究開発法人の位置づけにつきましては、総合科学技術会議のほうでも検討しておりまして、それとの間でのインターアクションで今議論をしているところでございます。研究開発法人の位置づけが最終的に政府の中でどういうことになるにせよ、これは日本の成長戦略にとって非常に重要な分野でございまして、その中でも研究開発法人というのは非常に重要なツールでございまして、そういう位置づけを政府全体として明確にしたいと考えております。

○分科会長 ありがとうございます。

7年については法律の問題ですよね。中期目標期間。そうですね。

総科との関係で、この前、戦略のところでも聞いたのですが、まだまとまっていなかったような気がしたのですが、相当議論されてまとまりつつあるのですか。

○事務局 議論は激しくしているのですが、平行線でございます。

○委員 総合科学技術の国家戦略などをつくるべきだということを、37法人の別枠化でこれができるというように置きかえるのは間違った議論だと思うのです。そうならないようにぜひ整理してもらいたいと思います。

○分科会長 ありがとうございます。

では、委員、その次、委員、それから委員、お願いします。

○委員 今回の制度改革の方向性として、やはり各独法のお仕事の特性に合わせた業務の類型化についてこういう形で進めていくのが大変よいのではないかと思います。ただ、そ

れに照らして、個別の事例に落としたときに、今回の改革の理念はどうかというところでちょっと質問というか確認したいところが2つほどあります。

1つ目は、例の研究開発法人と中期目標管理型との線引き。実際にはどちらのウェイトが高いのかというところで微妙な例が出てくると思うのです。ここで言えば、国立病院機構は中期目標管理型、ナショナルセンター（NC）は研究開発型でということで、それはそれでわかるのですけれども、両方ともそれぞれお互いの領域に関する仕事もやっぴりしているわけですね。ですから、そういったあたりというのは、実際の目標の年の設定であるとか、中身のところの評価とかでどのように工夫されるおつもりなのか。主務省はどうお考えなのかお尋ねしたいのが1点です。

2点目の質問は、現行の独立行政法人通則法の最初の方の条文に独法の仕事というのは、そもそも、最初のほうの条文に、国が行わなければいけない仕事であって、民間とか地方に任せたのでは確実に行われないものをするというふうにあったと思うのです。その考え方というのは、今回の通則法の改正においてももちろん引き継がれるという理解でよろしいのでしょうか。

その前提でお尋ねしますが、38ページの高齢・障害・求職者雇用支援機構のところの2番目の○のポリテクセンターの今後のところがちょっと気になるところであります。これは前々からいろいろな経緯があって大変だということは私もいろいろな場で聞いて承知しているのですけれども、ここにある文面を見る限り、「都道府県から積極的な譲渡希望がない限り、本法人が引き続き運営」と。これは全部維持するのですか。ポリテクセンターというのは、高度なものづくりの職業訓練と聞いていて、普通の職業訓練ではないのですね。でも、結構、全国津々浦々にあつて、我々から見ると、もちろん役に立っているところもある。産業の集積があるところでは、パフォーマンスももちろんいいのです。でも、そうでないところもどうもある。

例えば修了者の就業率とか常用雇用率とかの数字を見るときれいに出るのでありますが、何で都道府県が手を挙げないかという理由もよく考えた方がいい。それにもかかわらず、そういうところも含めて、これを全部維持するのですかというのが、先ほど申し上げた独法のお仕事のそもそもの考え方に即してどうなのかなとちょっと気になったので、このあたりをお尋ねできればと思いました。

以上2点です。

○分科会長 どうぞ。

○事務局 まず、最初のお尋ねの、研究開発型との線引きに関連して国立病院機構とNCの関係がどうなるのかというところでございますけれども、国立病院機構で言いますと、現在の個別法における目的規定に直接的に研究開発ということはないでございます。実態として、個々のお医者さんなりがやったりしているということはあるのですけれども、法人の目的としてそれをやるということにはなっておりません。あくまで国立病院の設置・運営ということになってございます。

一方で、NCでございますが、例えばがんセンターであるとか、循環器センターのように、はっきりとその分野の研究開発ということを目的にうたっております。そういう違いがございます。

2つ目のポリテクセンターについてでございます。なぜ都道府県が手を挙げないのかというところがございますけれども、やはり財政的な面が非常に大きいということがございます。現時点では、譲渡を受けた都道府県に対して制度的に法律で一定期間財政措置をするという特例も講じておるわけがございますけれども、それにもかかわらず、どこの県からも手が挙がらず移管が進まないという状況にあるということでございます。

一方で、各都道府県からは、引き続き、国の責任においてこのポリテクセンターについてはきちんと運営してほしいということも言われてございます。

あともう一点、ポリテクセンターの設置運営については、国が実施するということが法律で別途規定されておまして、国の責任ということになってございます。

そうしたもろもろを考えると、このポリテクセンターについては高齢・障害・求職者雇用支援機構が引き続き運営していくことが適当であろうと考える次第です。

一方、委員御指摘のとおり、やはり我が県でやっていきたいというところがあれば、それは何ら否定するものではございませんので、そこについては個々の状況に応じて相談をしていくことになろうかと思えます。

○委員 もちろん、そのまま国がやっていいところもあると思うのです。それなりのパフォーマンスが出ているところ。だけれども、そうではなくて、余りニーズがない、就職率が5割も行かない、4割、常用雇用だともっと低いとかいうところ。なぜ都道府県から手が挙がらないかということはやはりよく考えた方がいい。国が続けてやった方がいい地域もきっとあるでしょうけれども。これはあくまで意見ですので、すみません。

以上です。

○分科会長 パフォーマンスが悪いところもあるが、そこについても引き続き国がやってくれと地方が言っているけれども、多少、地方のわがままなところもあるのではないか。それをよく検証しつつ、やるべきはやるということだと思うのです。そういう趣旨でよろしいですね。

○委員 はい。

○分科会長 ありがとうございます。

では、委員。

○委員 まず、事務局の皆さんの御苦勞に多大なる感謝を申し上げます。そちらの立場にいたこともあったので、大変だっただろうなと思えます。

しかしながら、あえて研究開発について2点ばかり、それから、施策のPDCAについて1点御質問とかコメントを申し上げたいと思えます。

まず、研究開発法人につきましては、第1ワーキンググループに所属させていただいて研究開発法人を担当したということと、向こう側といいましょうか、山本大臣、下村大臣

の懇談会にもおりましたので、途中また裂きに遭いながらいろいろな意見を申し上げてきたのですけれども、冷静になって考えると、非常に似通ったようなことをおっしゃっておられると私は思いました。今日書かれている内容も、多くの内容が向こうでも指摘をされていた。1点、別法化だけが合わないということだったのです。

私なりに考えたら、私も入っていたのであれなのですけれども、向こうのほうで言っていたのは、結局、独立行政法人の制度になじまないところがある。それは何ですかという議論をしていると、やはり目標管理のところ合わないのではないかと。大臣が適切な目標を与えるというところから、そもそも研究開発というのはそんな適切な目標を与えるような状況にないから研究開発をやっているのだという議論が始まっていたので、財政状況がこのように厳しい中で、どのような管理をなされると、それが独法と合わないのだったら別法化もいいのではないのですかという意見を私は向こうで申し上げたのですが、結局、そういうことが余り明確に出ないと私も思っていますし、多分そうなのだろうと思います。

他方、こちら側にすると、独法化の一類型としたときに、では、どのような中期目標管理をするのだということは、やはり宿題は返ってきているのだと思うのです。これは法律の話ではないと思いますけれども、そのときに研究開発成果の最大化を目的としたところの法人がどのような目標管理をするのかということまである程度想定して議論していかないと、5年たったらまた同じような問題が発生するので、そこはしっかりとフォローしていくことを担保しなければいけない。これはコメントでございます。

もう一つ、今、話にありました研究開発力強化法の37法人が全て研究開発独法か。これは向こうでもそうではないだろうという議論があって、私もそれに賛同したのですが、そうなってくると、今、研究開発力強化法の37法人を幾つか分けなければいけない。今日、後ろのほうで見させていただくと、議論の中で、イメージしている研究開発の必要な法人ではないところも研究開発法人に入ってきているようなものがある。では、それをどう考えるかというのは非常に難しい議論なのですが、事務局の言葉尻を捉えて申し訳ないですけれども、研究開発法人はピンからキリまであってはいけないと思うのです。ピンだけが研究開発法人だということで、そうでないところは、やはり中期目標管理法に類型化すべきなのだろうと思います。

では、キリとかピンとかがどうなるのかという議論については、これはちょっと言葉のあやですけれども、世界で伍していくようなタイプの研究開発を行っている法人と、そうではなくて、これはキリが悪いと言っているのではないのですが、国の政策に非常に近いところで、そのために研究開発を行っている法人と、タイプが分かれているのだろう。そこを明確に分けていくということが、私、抽象的な意見としては賛成なのですが、これは具体的にどうするかというのは、事務局が困った顔をされていますけれども、まだ研究開発法人の類型はひどいような感じはいたしました。

もう一点、政策のPDCAについては、今回PDCAを回すというのはそのとおりだと思うので

すが、PDCAのサイクルは、独法の改革ですから独法なのですが、実はこれは大臣なのですね。大臣が政策をやっていくツールとして独立行政法人と位置づけているのです。そうすると、大臣のPDCAをどう回すかというところを手当てしておかないといけないのだろう。

この報告書の守備範囲ではないのかもしれませんが、今の政独委でいえば、政策評価の分科会と独法の分科会の2つの分科会があります。これをどう結びつけるかという議論は前からありましたけれども、そういうことが今回の独法改革においても議論されているので、政策のPDCA、大臣が政策を立案し、企画し、そのツールとして独法を使っているわけですから、そういうPDCAをしっかりと位置づけるというのは、この分科会の議論の範囲ではないのかもしれませんが、必要なことなのです。これもコメントでございますが、あえて申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

○分科会長 では、事務局、どうぞ。

○事務局 御指摘、ありがとうございます。

まず、この研究開発法人の話でございしますが、目標設定につきまして、課題解決型の目標設定も今回独法制度の中で位置づける上でも可能にしていきたいということを明記してございますし、そういう目標設定、それから評価というものがどういう形になるか。これは総合科学技術会議のほうでの知見を取り入れていくということでございます。

もちろん、向こうでも、どうやって主務大臣が研究開発法人に目標を与え、それをどうやって評価していくのか、それがなかなか難しいということですが、私どもも同じようにそれを取り入れていきたいと考えております。

それから、研究開発法人の範囲のお話でございます。文科省サイドでの今の検討は、37研究開発法人のうちの、うわさではせいぜい1けた、あるいは片手に余るぐらいの上澄みだけを研究開発法人と捉えて、別の制度に切り出すというお考えであるやに仄聞しておりますが、そうしますと、残りの研究開発法人をどのように位置づけるのかということが明確ではございません。私どもの考え方は、37法人のうち、統合等によって主たる業務が研究開発でないものを削っていくと、先ほど彼がちらっと申しましたけれども、30前後になるのではないかと。

それに対して、今、委員から広過ぎるという御批判がございました。ただ、研究開発については、確かにイノベティブなところをやっている研究開発、理化学研究所のような基礎研究、それから応用というところもありますし、あと、37法人のうちには行政的な目的に非常に沿っているところもございます。ただ、先生から冒頭御指摘もありましたとおり、そういう行政的な研究開発を行うところで技術標準の世界標準をとっていくということも成長戦略にとっては重要な課題でございまして、そのための研究開発というものに分けてしまって、そういう人たちのためにもよい制度を提供しなくていいのかなという疑問もあるものですから、私ども、研究開発法人については若干広い観点を持っております。

3点目、PDCAでございしますが、まさに主務大臣を中心とするPDCAになるということはこ

の報告書の中でも7ページあたりからきちんと書かせていただいているところがございます。

○委員 最後の点は、それを具体的に回していくのをフォローしなければいけないということ。

それから、研究開発なのですけれども、やはり評価委員を長年やってきたところの意識があるのかもしれませんが、従来の通則法の評価の仕組みはそぐわないところがあると思っています。そぐわないところがあるというのは、事務局が先ほど理研を例に出されましたけれども、まさしくそういうところであって、例えば行政に近いとおっしゃったところについて、私は中期目標管理でもいいのかなと実は思っているのです。独法の中に入れてしまうのであれば。ですから、そぐわないと思うところの特性のいわゆる研究開発法人は、何が今の評価で難しいかというところの議論が、今、事務局とは私のフェーズが合っていないと思いました。その辺は今後の議論かと思えますけれども、そういう意味で申し上げたということでございます。

○分科会長 では、委員、その次、委員。

○委員 話題が全く変わりました恐縮ですが、資料1の11ページを拝見しますと、真ん中より下、①の3つ目の○のところに「これまで多くの法人が、横並びを意識して、『一般管理費：前年度比3%減、事業費：前年度比1%減』といった画一的で硬直的な設定を続けてきた」というようなことが書いてあります。これは、個別法人に合わせて柔軟に対応して決定するということであろうかと思えます。

後の具体的な個別法人を拝見しますと、例えば、29ページの「統計センター」の一番下のところの「平成25年度から平成34年度末までの10年間に常勤役職員数の320人の削減を図る」は、具体的なコストの削減ではないにしても、数字がかなり具体的に挙げてあります。その他を見ますと「国際協力機構」の最後には「より一層の業務の効率的な運用」、あるいは次のページを拝見して「国際交流基金」の最後の○を見ますと、「本法人の所有する研修施設の更なる利用促進や自己収入の拡大、民間活用等を図ることにより、より一層の業務の効率的な運用を図るべきである」。これは全て具体的には規定されていないように思われます。どこか他のところで書かれるのかもしれませんが、これは数字でコミットメントをとらなければ、基本的に効率化は進まないと理解しておりまして、何が基準でもいいのですけれども、事業費の何%減、もしくは自主の収入に対してどれぐらいの利益と言っはいけないですが、採算がとれている部分の当期収支差額があるかというようなことを具体的に、あるいはROA何パーセントというような形で各法人についてコミットメントをとる。そのコミットメントは何年以内、予定の時期までに達成できなければ、次の手としてこういうことも検討するということまで書き込まないと、具体的な組織のあり方、もしくは独法改革ということにならないのではないかということで、できる限りここに具体的に数字を書き込んでいただきたい。それが要望でございます。

以上でございます。

○分科会長 ありがとうございます。

事務局で何か具体的にございますか。

○事務局 おっしゃるとおりでありまして、効率化について、何らかの尺度はありまじょうけれども、数値的に定量的に捕捉してターゲットを決めるべきということはやはり基本であろうと思います。問題意識は、それがどの法人でも1%だとか3%とかいうのは違うだろうと。あるところでは5%、あるところでは2%、そういったメリハリを事情に応じてつけていきつつ、効率化を図っていく必要というのはあろうと考えてございます。

○委員 全く賛成でございまして、各法人によって数字は違うと思うのですが、その数字が各法人のところに書かれていないと変わっていないのではないかとということでございます。

○事務局 申しわけございません。大変力不足で、この半年では数字をコミットさせるどころまでできなかったというのが実態でございます。これは大変に申し訳ないことでございます。今回、いい方向性を示して、それで実際の目標を来年度中につくるとか、審議会にかけるとか、そういう具体の段取りのほうに運んでいくというパターンが多くなっております。

○分科会長 ぜひ中期目標、あるいは計画をつくるときに具体的に書き込んでいただくようにぜひお話をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

では、委員。

○委員 大分議論をしていただいているので、私は2点ほど要望させていただきたいと思っております。

まず1つは、先ほど来、研究開発法人の話が大分出ておりますが、研究開発法人の目的というのが、研究開発効果を最大化するということにあるのは言うまでもないことでもありますけれども、今回、別法人にしたらどうかという話がかかり出てきております。私も、別法人にする必要はないと思っておるのですけれども、問題は、なぜそういう意見が強く出てくるのかということをしかりと踏まえないとだめだと思うのです。

現在の独法の仕組みの中に潜む弊害というかマイナス面があるわけで、今回の最終的な報告の案を見ますと、いろいろな改善、このようにしたいという話が出てきております。例えば、収入の増加が見込まれる場合には、それを含めて予算要求できるとか、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能となると書いてありますけれども、本当にできるかどうか、少し心配ではあります。こういう幾つかのことを、ぜひ現実に運用していただきたい。これが事務レベルの話になると、そういうところに踏み込めないという現実が出てくるかもしれませんが、そうしますと、この独法の問題というのはもう一度いろいろな議論せざるを得ないということになります。独立行政法人にした目的は、ある程度の自由度を与えて効率的に運営をし、そして最大の成果を上げるということです。これは研究開発法人に限ったことではありません。全ての法人がそうだと思うのですけれども、そういう目的に沿うような運用をぜひ心がけていただきたい。それが1点であります。

もう1点は、これをもって集大成とするという点です。これは、私は以前から申し上げているのですけれども、改革に終わりはないのです。とりあえずの集大成だということはよくわかります。しかし、常に見直しをして、必要なことは変えなければいけないのです。とりあえずは集大成という位置づけをするにしても、絶えざる改革ということをぜひ心がけていただきたい。これは既に決めたことなのだから変えられないという話になるのは、非常にまずいことではないかと思えます。世の中はどんどん変わっていますし、民間会社であれば変わらなければ生きていけません。そういう意味で、とりあえずの集大成としての位置づけは理解いたしますけれども、それで終わったということではないという認識を持ち続けていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

○分科会長 ありがとうございます。

運用面、本当に重要だと思います。例えば、第三者委員会でいろいろな評価をするときも、そういう趣旨がしっかり保たれているかどうかも含めて評価しないといけないかと思えます。

委員、どうぞ。

○委員 私、基本的にこれで全く問題ないと思うのですけれども、全体的なトーンとして少し気になったのは、与党の書かれた報告書はまさしくそのとおりで、行革効果と政策効果の2点を満たそうとするのが目的なわけです。今回の案について私の個人的なコメントだけ申し上げますと、業務成果の最大化ということが全体を通じての基調だと思っていて、このこと自体は全く異議がないのですが、言葉の使い方として「政策実施機能の最大化」とあったり、「業務の成果の最大化」、あるいは、研究開発法人ですと「研究成果の最大化」ということで、やや意味が違っているのです。行革効果の目的というのも当然あわせて持っていることは否定できないわけですから、通則法の改正においても基本的な独法の意義は変わらないと思うのですが、これだと、本当にやることと、答申の全体的なトーンの国民に与える効果としては、モチベーションを高めるという意味ではこれでもいいのだと思うのですけれども、業務成果の最大化ということだけがかなり強調され過ぎているのではないかと。ややそういう危惧をしておるとのことだけ申し上げておきたいと思えます。

○分科会長 ありがとうございます。

では、委員、あと、委員、お願いします。

○分科会長代理 私は何回か独法改革に携わらせていただいた中で、今回の業務特性を考えた上で、この業務成果の最大化というのを目標にし、そのインセンティブ等に考慮して、組織の活性化を図り、その目的を果たしていくという大きな総論にはとても賛成でございます。その大前提の上で、今回、研発法人についても少し扱いを考えようということも全く賛成でございます。非常に難しいテーマだとは思いますが。

その中で、これは私自身が研発法人の個別の主務省での評価などをさせていただいた経験も踏まえて、17ページの下の方の「①～③の措置を講ずる」という中の②に、それぞ

れ研発の実績に関してはこの総合科学技術会議のほうで少し見てもらおう、業務運営の共通の事項に関しては第三者機関が関与するというところで「重複の排除に努める」と書かれているのです。これ自身は全く当然のことだと思うのですけれども、これがすみ分けにならないようにぜひお願いできればと思います。

自身、研究開発の評価をさせていただくとき、研究開発の成果はその専門の先生がされるのですけれども、コスト面だけをコストの専門家が見るみたいな。そもそもコストというのは成果と関連があって、成果も評価できるという部分もすごくあると思いますので、ここが何となく、成果は成果、コストはコストで切り分けてしまうような傾向にならないことだけぜひ御留意いただければということです。これは第三者機関にお願いすべきなのか、両者の連携をどれだけ密に図っていただけるかということをごひひとつお願いできれば。

そういう意味で、「重複の排除に努める。」と「。」がついてしまっているのですけれども、修文的にも「努めるととともに」とか、何か「連携を図る」みたいなことがお願いできるとありがたいというのが1つでございます。

もう一つは、今回そのような形で業務の成果の最大化という方向で非常にインセンティブもつけようという形が大前提であるだけに、前から少しこだわったような形で申し上げていたのですが、監事の機能強化というのがすごく重要なテーマだと思うのです。監事さんに与えられる職責というのは、みんなが元気に前に行こうという中で、それなりの適切なガバナンスをかけていただくことが重要だと思います。

そういった意味で、9ページが一番下に「役員の不正行為等」という文章の例示が入っておられるのです。もちろん、コンプライアンス的なことというのは監事の第1ミッションであることは間違いないのですが、かつて、独法の内部統制などを考えたときも、ミッションの遵守とか、業務の効率性みたいなものというのは、普通の株式会社以上に監事さんに果たしていただける使命ではないか考えました。そのような気がいたしますので、その辺のミッションの遵守性とか、効率性とか、そういったものも若干含んでいるということをご確認いただければ結構なのでございます。例示として役員の不正行為だけがぱっと出ると、何となくそれだけやっているみたいな感じもある。もちろん、そのおつもりで書いていただいているのはわかるので、この場で御確認いただくだけでも結構でございますが、そのミッションの遵守、効率性などもかなり広い範囲で監事さんに今回使命をお与えいただいたというふうに読み取らせていただきたい。

その2点でございます。

○分科会長 ありがとうございます。

できればその辺を書き込めれば。

○事務局 はい。そのように考えております。

○分科会長 では、委員、よろしく申し上げます。

○委員 時間もないので、1点だけ確認させてください。

19ページですけれども、私も第1ワーキンググループに属しております、この別法化については文科省が強く主張されておられました。独法は効率一辺倒で、それでは世界最高水準の成果を達成できないということだったと思うのですけれども、私はそうではないでしょうと反論しておりました。「⑤今後の検討」を読めば、今後の検討によっては別法化もあり得ると読めるのですけれども、そういう理解でいいのですか。

○分科会長 いかがでしょうか。難しい質問ですね。

○事務局 私どもは、別法化は不要であり、適当ではないという立場から政府内で調整に努めたいと思っておりますが、政府の中でも、党の中でもさまざまな考え方があるという問題でございます。

○分科会長 委員、どうぞ。

○委員 時間もありませんので手短に。

まず、今回大変な作業をまとめられた事務局に敬意を表するものでありますが、1点だけ申し上げたいのは、前回もわずか数年前にこういう検討をしたことがあって、それは民主党政権下だったのですが、それはとにかく独法の数を減らすということが目標になっていて、数合わせが先行するというような非常に生産性の乏しい作業であったので、そういうことではないのだというのがこれの基本的な方針だと思います。それらしいことが20ページにも書かれておまして、経緯を知っていれば、そういうことだというのがわかるのですが、数合わせが目的ではなかったということをもう少しはっきり書かれるといいのではないかと思います。

それとの関連で、主務省がのんでいるのだったら、まあいいかなと思ったのですが、先ほど先生の御指摘もありました文科省の防災科学技術研究所と海洋研究開発機構の統合というのは、基本的な方針と合うのかどうかというのがちょっとわからないところがありまして、もし再考の余地があるのであれば。他にも統合したほうがいいなと思うところも実はあるのですけれども、そこは恐らく事務局が大変な御苦勞をされていると思いますので個別には申しませんが、そんな気がいたしました。

それから、先ほど委員から御指摘のあったポリテクセンター等については、私も全く同じような感想を持っております。ただ、そこも相当御苦勞があったものとお察ししますので、そのところはもう少しニュアンスのある書き方をされて、私自身は特例措置をつけても都道府県が引き取らないものは廃止でいいのではないかという気もしますので、そういう声も踏まえたようなニュアンスをつけていただくといいのではないかと考えております。

以上です。

○分科会長 ありがとうございます。

事務局、今の件はどうですか。

○事務局 まさに先ほどからあるポリテクセンターに関しての御指摘というのは、地方は引き取りたくない、国にやらせておきたいというものの中に、十分な成果が出ていないも

のがあるのではないかということで、それは国が持っていようと地方が持っていようと、効率性の低いアセットであるということをございますので、そういうアセットをどのように処理していくのかという課題があるという御指摘なのだろうと思います。どういう対応が可能か、きちんと議論したいと考えます。

○分科会長 あと、防災科学技術研究所と海洋研究開発機構については、地震の関係で、海洋、海溝の研究をしているところがもう少し頑張って連携できていれば、東北の大震災のことについても、防ぐことはできないでしょうけれども、もう少し対応ができたのではないかとか、そのような意見も第1ワーキングの中でも強くあってこういう案が出たということなのです。ただ、資源がどうだとか、そのようなものも非常に重要ではありますが、そういう意見の中で、とりあえずこういうまとめ方をしたということです。

○分科会長 どうぞ。

○事務局 まだ文科省とは政府内で調整中のございます。御議論を踏まえながら引き続き調整していきたいと思いますが、やはり地震対策、津波対策の重要性というところから、私ども、提案をしているところのございます。

○委員 すみません。簡単に。

第1ワーキンググループの最後になかったものですから、もう解決済みかもしれませんが、ファンディングエージェンシーは研究開発法人ということになっているのですか。

○事務局 私どもの定義のほうでは、今、研究開発法人から排除することにはなっておりません。ただ、日本学術振興会は違います。

○分科会長 よろしいでしょうか。

では、後藤田副大臣。

○後藤田内閣府副大臣 皆さん、本当に長時間ありがとうございました。委員の皆さんの御意見をなるべく斟酌して、事務方も各省調整、また与党調整を頑張ってやっておったもののございます。そのことに大変な御慰労の言葉をいただきましたことに大変感謝を申し上げたいと思います。

あとは、政治レベルでまたいろいろな議論があろうかと思いますが、今日頂いた御意見を改めてしっかり含んでやってまいりたいと思います。

また、先ほど委員がおっしゃったように、不断の改革、これは本当に重要なテーマだと思います。本来、総務省行政管理局が常にやっていたていることを、今回、我々内閣官房が委員の皆さんの意見を聞いてやっておるもののございますが、総務省のほうもこれからぜひしっかりそのことを頑張っていたきたいと思います。

今日は、皆さん、本当にありがとうございました。

○分科会長 副大臣、ありがとうございました。このペーパーが報告書どおりかどうかわかりませんが、ぜひよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

それでは、予定の時間をオーバーしておりますので、ここで意見交換を終わりたいと思います。委員の皆様方には熱心に御議論いただきまして、大変ありがとうございました。今後、政府におきまして、年末の見直し方針の決定に向けまして皆様方からの御意見も踏まえ、本日の資料をもとに各府省や与党と調整されると伺っております。次回の会合は、これらの調整が終了したところで開催したいと思います。

このため、本日の会議資料であります分科会の報告書案につきましては、非公表とさせていただきますので、取り扱いについてはくれぐれも御注意いただきますようお願いしたいと思います。

なお、第4ワーキンググループで御検討いただいております都市再生機構の見直し案につきましては、本日時点では見直しの骨子案にとどまっております。第4ワーキンググループについては、報告書の取りまとめに向けてさらに御議論いただきたいと思います。第4ワーキンググループの報告につきましては、次回の分科会で皆様方に御紹介し、その内容も含めまして分科会報告書全体を取りまとめたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の会議を終了したいと思います。次回の会議の詳細につきましては、事務局から改めて御連絡いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、長時間にわたり熱心に御議論いただきまして、大変ありがとうございました。